

# 令和4年山形村議会第3回定例会

## 議事日程（第1号）

令和4年9月6日（火曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和4年9月6日

(15日間)

至 令和4年9月20日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

日程第 6 報告第 2号

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 7 同意第 4号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 8 認定第 1号

日程第 9 認定第 2号

日程第 10 認定第 3号

日程第 11 認定第 4号

日程第 12 認定第 5号

日程第 13 認定第 6号

日程第 14 認定第 7号

日程第 15 議題第 50号

日程第 16 議題第 51号

日程第 17 議題第 52号

日程第 18 議題第 53号

日程第 19 議題第 54号

日程第 2 0 議題第 5 5 号

日程第 2 1 議案の委員会付託

---

出席議員（11名）

1 番	小 出 敏 裕 君	2 番	竹 野 入 恒 夫 君
3 番	百 瀬 昇 一 君	5 番	小 林 幸 司 君
6 番	福 澤 倫 治 君	7 番	春 日 仁 君
8 番	大 月 民 夫 君	1 0 番	上 條 倫 司 君
1 1 番	大 池 俊 子 君	1 2 番	新 居 禎 三 君
1 3 番	百 瀬 章 君		

欠席議員（1名）

9 番 三 澤 一 男 君

---

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	本庄利昭 君	副 村 長	赤羽孝之 君
教 育 長	根橋範男 君	代 表 監 査 員	住吉 誠 君
総務課長兼 会計管理者	篠原雅彦 君	企 画 振 興 長	藤沢洋史 君
税 務 課 長	箕町通憲 君	住 民 課 長	中川俊彦 君
保 健 福 祉 課 長	古畑佐登志 君	子 育 て 支 援 課 長	堤 岳志 君
産 業 振 興 課 長	村田鋭太 君	建 設 水 道 課 長	宮澤寛徳 君
教 育 次 長	小林好子 君	総 務 課 長 財 政 係 長	児玉佳子 君

---

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

---

◎開会宣告

○議長（百瀬 章君） おはようございます。これより、令和4年第3回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染対策のため、マスクの着用、手指消毒、換気など、感染防止策へのご理解とご協力を改めてお願いいたします。今日、風が強いので、一旦窓は閉めましたが、休憩のたびに換気するようにしております。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

---

◎開議宣告

○議長（百瀬 章君） それでは、三澤一男議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（百瀬 章君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（百瀬 章君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、10番、上條倫司議員、11番、大池俊子議員を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（百瀬 章君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から9月20日までの15日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から9月20日までの15日間と決定いたしました。

---

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長(百瀬 章君) 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 残暑の日が続いておりますが、そばの白い花が山形村に秋の到来を告げる季節となりました。

本日、令和4年第3回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

大型で強い台風11号の接近に伴い、強風や土砂災害・洪水などの被害が心配される所でありま

す。一昨日は、コロナ禍ではありますが、約2,000人の村民の方に参加をいただき、3年ぶりの総合防災訓練を実施いたしました。大規模な災害への対応には、自助共助の地域の防災力が必要になります。今回の防災訓練を通して、それぞれの地域で助け合うことの大切さを再確認していただけたと思います。

さて、いまだ終息に至らない新型コロナウイルス感染症は、より感染力が強い「BA.5」へ置き換わりによる「第7波」の感染拡大が続いております。長野県では、8月8日、全県に医療非常事態宣言を発出し、また、8月24日には9月4日までの期限で「BA5対策強化宣言」を併せて発出し、感染防止対策を強化しております。

本村においても、まだ多数の新規陽性者が報告される現状であります。村民の皆様には、外出する際は、ご自身の体調を確認していただき、発熱や倦怠感がある場合には、軽度であっても外出や移動を控え、受診や検査を行っていただくようお願いをしております。

高齢者や基礎疾患のある方を対象に行っております新型コロナウイルスの4回目の接種は9月11日で終了いたしますが、オミクロン株対応ワクチンの接種については、国県と連携しながら対応してまいりたいと思います。

次に、村政の重要戦略であります人口減少対策について申し上げます。

昨年度創設いたしました山形村へ転入する方への支援策の住まいる奨励金であります。昨年度は、13世帯37名の方が当事業を活用され、当村へ転入されております。

本年度は、対象者の見直しを行い、本村にお住まいの方が新たに新築される場合も一部奨励金の対象にしております。8月末現在では、村外から転入される8家族18名、村内の方で新たに新築される2家族8名の、計8世帯の交付申請がございました。

また、6月20日に下竹田の空き家を活用しオープンいたしましたお試し住宅については、8月末までに5家族12名の方が利用されており、利用者からは村の生活が実際に体験できると好評をいただいております。現在、10月下旬までほぼ予約が入っている状況であります。

県外からの転入者への対策としましては、首都圏で開催される移住相談会などには、コロナ禍ではありますが積極的に参加し、山形村のPRに努めております。

次に、工事の発注状況及び今定例会より報告させていただいております備品の購入状況については、報告書を添付させていただきましたので御覧いただきたいと思っております。

本定例会に上程いたします案件は、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告、教育委員の任命に係る人事案件が1件、令和3年度の山形村一般会計など7会計の決算認定と水道事業の剰余金の処分について1件、条例の一部改正が1件、令和4年度補正予算4件を上程いたしました。ご審議を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのあいさつといたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（百瀬 章君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告、例月出納検査の結果報告、及び説明員の出席要求につきましては、お手元に配付のとおりですので、御覧ください。

---

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（百瀬 章君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、4請願第2号、4請願第3号及び4請願第4号であります。

3件の請願について、紹介議員より内容説明を求めます。関連がありますので、説明は一括して行ってください。

大池俊子議員。

（11番 大池俊子君 登壇）

○11番（大池俊子君） それでは、請願について3件一緒に説明したいと思います。

初めに「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める請願書」。

請願理由。2023年度予算編成の件に基づき、以下の内容の意見書を政府及び関係行政官庁宛てに提出していただきたいということで、教育の機会均等とその水準の維持・向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元するなど、拡充すること。

請願理由としまして、長野県内では、1月27日からまん延防止等重点措置が適用され、3月6日に終了となりました。小学校の新規陽性者数は依然として高い。分散登校を実施した学校では集団感染が抑えられているなどと分析され、児童・生徒や家族に1人でも症状がある場合は登校させないでくださいなどの対策が示されています。

感染症の拡大は、家庭の経済状況などにも大きな影響があります。新年度になっても、学校現場では学びの保障や心のケア、感染症対策など、不断の努力を続けています。

また、義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的知識を培うためのものです。教育の全国水準や社会的機会均等を確保するため、義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのがこの義務教育費国庫負担制度であります。

この請願につきましては、毎年この議会に提出されており、採択されていますが、なかなか実現されていません。ぜひ、毎年のことですが、意見書を上げて、成立するまで、かなうまで出していただきたいと思います。

次に『さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書』採択を求める請願書」。

請願事項は、どの子にも行き届いた教育をするために、さらなる少人数学級推進と、教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

請願理由としまして、2021年度から、昨年度からは5年計画で小学校35人学級は実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり、歓迎するものです。しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。

また、長野県におきましては、既に中学まで35人規模学級になっていますが、国の制度がないため、県や村の負担が依然として続いています。

教育をしっかりと行き届いたものにするには、県であったり、また村でもかなり補充村費を出しての運営となっていますので、ぜひとも国の制度として成立するまで意見書を出し続けてほしいと思います。

次に『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を長野県知事に求める請願書」ということで、請願事項は、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当の支給率を教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、都市部との格差、いわゆる相対的へき地性が一層拡大している実情を十分把握しつつ、近隣県との均衡を勘案し、2005年度以前の水準に戻してほしいということで、この請願についても毎年出ていますが、長野県は2006年度より一級地のへき地手当率を文科省令で定める基準8%の8分の1に過ぎない1%にするなど、大幅な減額を行い、他県とはまた遅れを出ているということです。

一旦は1.7%まで地域手当を加えて、基準の3分の1にまで回復していますが、その後、なかなか解決していないということで、この問題についても、毎年のことではありますが、ぜひとも意見書を長野県知事に宛て、解決するよう求めてほしいと思います。

十分な審議をよろしくお願いします。

- 議長（百瀬 章君） 本日提案されました請願3件については、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、所管の福祉文教常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

---

◎報告第2号

- 議長（百瀬 章君） 日程第6、報告第2号「令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。村長より報告を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 報告第2号「令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の早期健全化、財政の再生に関する指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標による「健全化判断比率」を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字がないため、前年度と同様に数値なしとなりました。

実質公債費比率についてであります。昨年度より0.1%上昇し、7.3%となりましたが、早期健全化基準には該当しませんでした。

また、将来負担比率は、前年度と同様に数値なしとなりました。

次に、同じ法律の第22条第1項の規定により、公営企業の経営状況を判断する指標であります「資金不足比率」を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

資金不足比率は、水道事業、下水道事業及び清水高原簡易水道の3会計とも資金不足は生じていないため、前年度と同様に数値なしとなり、いずれも経営健全化基準には該当しませんでした。

以上でございます。

○議長(百瀬 章君) 村長の説明が終了しました。続いて担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長(篠原雅彦君) ありません。

○議長(百瀬 章君) ないようですので、ここで代表監査委員より「令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率」の審査意見について報告をお願いします。

住吉代表監査委員。

(代表監査委員 住吉 誠君 登壇)

○代表監査委員(住吉 誠君) 報告第2号の次のページを御覧いただきたいと思っております。令和3年度山形村決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についてご報告申し上げます。これにつきましては、先月、8月10日に監査委員の連名で村長に提出してあります。

内容でございますけれども、1として「健全化判断比率の審査意見」が2ページ、2として「資金不足比率の審査意見」が3ページということになっております。

2ページを御覧いただきたいと思っております。

まず、審査意見に入る前になのでございますけれども、3のところを御覧いただきたいと思っております。「審査の着眼点及び実施内容」ですけれども、その3行目の右側からですけれども、「山形村監査委員監査基準（令和2年山形村監査委員告示第3号）」というのがあります。これにつきましては、令和元年度におきまして、全国の地方公共団体でこの監査基準というのが設けられたようでございまして、当村でも令和2年3月にこの監査委員の告示でやっております、令和2年4月1日からこの監査基準が施行されているという状況で、前回までとこの内容等が若干違っておりましたのがその理由であります。

1の「審査の種類」、2の「審査の対象」、3の「審査の着眼点及び実施内容」、4の「審査期間及び実施場所」、5の「審査の結果」、6の「審査の意見等」というのがそれぞれでございますけれども、これは決算等の審査意見、また例月出納検査の結果報告についても、このような書式で統一して今後報告したいということで考えております。

では、「健全化判断比率の審査意見」を申し上げたいと思っております。5の「審査結果」を御覧ください。

審査結果は、健全化判断比率及びその他算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められました。

6の「審査意見等」でありますけれども、(1)の「健全化判断比率の状況」につきましては、先ほど報告があったとおりでございますけれども、ここに3年間のそれぞれの数値の推移がありまして、実質公債費比率のみ数値が算定されているということで、毎年度0.1ポイントずつ上昇しているというような状況になっております。

(2)の「むすび」でございますけれども、一番最後の行ですけれども、引き続き、健全な財政運営に努めてくださいということでもあります。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思っております。「資金不足比率の審査意見」であります。

5の「審査の結果」ですけれども、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であると認められました。

6の「審査意見等」でありますけれども、(1)の「資金不足比率の状況」につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、清水高原簡易水道事業会計とも資金不足が

生じていないということで、資金不足比率は算定されておられません。

次、(2)の「是正又は改善を要する事項等」ということでもあります。

これにつきましては、この健全化の報告では恐らく初めて出てくるということだと思いますけれども、これにつきましては、健全化判断比率、資金不足比率共通ということをお願いしたいと思います。

今回、要望事項1件ということでもあります。この要望事項というのは「事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの」というような区分の中の要望事項1件であります。

内容ですけれども、健全化判断比率及び資金不足比率の公表ということで、これについては健全化に関する法律の中で健全化判断比率及び資金不足比率も公表しなさいということになっておりまして、施行令の中でインターネットの利用及び公衆に見やすいその他の方法により行ってくださいというようなことになっておりますので、これについて今後検討等を求めるというようなことで、要望事項1件として出しております。

(3)の「むすび」として、引き続き、効率的で安定した経営基盤を維持してくださいということでもあります。

以上をもちまして、健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告としたいと思います。

○議長（百瀬 章君） 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見についての報告が終わりました。

それでは、報告第2号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

以上で、報告第2号は終了いたします。

---

#### ◎同意第4号

○議長（百瀬 章君） 日程第7、同意第4号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 同意第4号の「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

現教育委員4名のうち、大角則夫氏が令和4年9月30日をもって任期満了となります。大角則夫氏には、平成29年4月1日から2期5年6か月にわたり、村の教育行政の推進にご尽力をいただきました。

このたび、大角氏の任期満了に伴いまして、新たに小林正幸氏を教育委員に任命しようとするものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、小林正幸氏は、人格が高潔であり、教育、学術及び文化に関し識見を有しておられ、適任者であると考えますので、よろしくご審議の上、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(百瀬 章君) 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、同意第4号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) ご異議ないものと認め、よって、同意第4号は、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで、休憩いたします。休憩。

(午前 9時28分)

---

○議長(百瀬 章君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午前 9時32分)

---

○議長(百瀬 章君) それでは、先ほど議題としました日程第7、同意第4号について、お諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(百瀬 章君) 討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(百瀬 章君) ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(百瀬 章君) 起立全員であります。よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎認定第1号～認定第7号

○議長(百瀬 章君) 日程第8、認定第1号から、日程第14、認定第7号までを、一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 認定第1号から認定第7号までの令和3年度の決算7件について提案説明を申し上げます。

山形村の令和3年度の一般会計1会計、特別会計4会計、公営企業会計2会計の計7会計に係る決算について、地方自治法第233条の第3項及び公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては、令和3年度の決算を調整しました会計管理者から各会計について説明を申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(百瀬 章君) 次に、篠原会計管理者より、認定第1号から認定第7号までの議案について、決算書の説明を求めます。

篠原会計管理者。

(会計管理者 篠原雅彦君 登壇)

○会計管理者(篠原雅彦君) それでは、認定第1号から第7号の令和3年度山形村一般会計、特別会計、公営企業事業会計の歳入歳出決算の概要につきまして、一括してご説明いたします。

詳細につきましては、後日議会全員協議会において各課から説明の機会がございます。

す。決算書の款項別集計表に基づきまして、主な項目について、前年度決算額との比較を中心に、千円単位で概要をご説明いたします。

初めに、認定第1号、一般会計についてご説明いたします。

決算書の①ページを御覧ください。

繰越明許費を含む歳入総額は、前年度と比較しまして、6億3,092万円減の43億9,347万9,000円。歳出総額につきましては、8億1,438万2,000円減の41億1,693万3,000円で、実質収支額は1億7,432万2,000円となっております。また、繰越明許費として翌年度へ繰り越した金額は1億222万4,000円であります。

②ページ、款項別集計表を御覧ください。歳入についてご説明いたします。

1 款の村税は、収入済額11億1,701万8,000円で昨年より6,206万8,000円の増となり、収入未済額は2,029万円で10万8,000円の増ということになりました。

6 款の法人事業税交付金であります。こちらについては令和2年度に創設されたものであります。収入額が1,143万1,000円であります。

9 款の地方特例交付金は、2,961万7,000円で1,855万9,000円の増となっております。

③ページを御覧ください。

1 0 款の地方交付税であります。14億7,902万8,000円で1億3,754万9,000円の増となっております。

1 7 款の寄附金は、2,669万2,000円で677万1,000円の増となりました。

⑤ページを御覧ください。

次に、歳出についてご説明いたします。

2 款の総務費は、6億6,737万6,000円で9億2,076万円の減となっております。

3 款の民生費は、12億5,390万1,000円で1億2,591万3,000円の増。

4 款の衛生費であります。4億187万4,000円で3,405万7,000円の増となっております。

7 款の商工費は、5,812万5,000円で2,736万8,000円の減となりました。コロナ対策事業、ワクチン接種、また特別支援臨時交付金等々ございまして、各款の増減額、非常に大きなものになっております。

ページが大きく飛びます。234ページを御覧ください。基金の保管状況につきましては、総額で前年度比1億7,015万7,000円増となり、基金残高は27億866万7,000円となっております。

以上、一般会計歳入歳出決算の概要を説明させていただきました。

次に、特別会計についてご説明させていただきます。

認定第2号、国民健康保険特別会計についてご説明いたします。

①ページの歳入歳出決算総括表を御覧ください。

歳入総額は前年度比3,204万5,000円増の10億4,044万6,000円。歳出総額は3,222万円増の10億3,313万4,000円で、実質収支額は731万2,000円となっております。

②ページの款項別集計表を御覧ください。

歳入の1款であります。国民健康保険税は2億3,439万4,000円で、564万5,000円の減になりました。収入未済額は、163万6,000円減の2,238万8,000円でありました。

③ページを御覧ください。

歳出の2款、保険給付費は7億1,045万円で、4,145万4,000円の増となりました。

ページが若干飛びまして、20ページを御覧ください。基金の保管状況であります。国民健康保険支払準備基金として令和3年度末の残高は、4,856万7,000円となっております。

続きまして、認定第3号、後期高齢者医療特別会計についてご説明いたします。

①ページの歳入歳出決算総括表を御覧ください。

歳入総額は、前年度比283万5,000円増の8,441万6,000円。歳出総額は324万5,000円増の8,408万2,000円で、実質収支額は33万3,000円となっております。

②ページの款項別集計表を御覧ください。

歳入の1款、後期高齢者医療保険料は6,757万円で223万8,000円の増となっております。収入未済額については、59万9,000円でした。

③ページを御覧ください。

歳出の2款、後期高齢者医療広域連合納付金は8,407万4,000円で、325万6,000円の増となっております。

続きまして、認定第4号、介護保険特別会計についてご説明いたします。

①ページを御覧ください。

歳入総額は、前年比1,404万円減の7億3,142万1,000円。歳出総額は3,504万5,000円減の6億6,453万4,000円で、実質収支は6,688万8,000円となっております。

②ページを御覧いただきたいと思います。

歳入の1款であります。介護保険料、1億7,139万2,000円で、697万6,000円の減となっております。収入未済額については353万5,000円となっております。

③ページを御覧ください。

歳出の2款、保険給付費であります。4,142万1,000円減の5億8,045万7,000円となっております。

4款の基金積立金は2,298万円で、介護保険支払準備基金の令和3年度末残高は9,749万2,000円となっております。

続きまして、認定第5号、清水高原簡易水道特別会計についてご説明いたします。

①ページを御覧いただきたいと思います。

歳入総額は前年度比136万2,000円増の1,779万4,000円。歳出総額は69万8,000円増の1,654万円で、実質収支は125万4,000円となっております。

②③ページの款項別集計表を御覧ください。

歳入の1款、使用料及び手数料は570万5,000円。歳出の1款、経営管理費は488万6,000円となっております。

8ページを御覧ください。

清水高原簡易水道建設改良基金は、30万1,000円を積み立て、令和3年度末残高は873万9,000円となっております。

次に、公営企業事業会計についてご説明いたします。

認定第6号、水道事業会計についてご説明いたします。

決算書の上水13ページからの収益費用明細書に基づいて説明させていただきます。

初めに収益的収支ですが、水道事業収益は2億73万2,000円で、1,163万円の減。水道事業費用は1億4,818万1,000円で、2,744万6,000円の減。純利益は5,255万1,000円で、1,581万7,000円の増となっております。

次に、資本的収支ですが、上水15ページを御覧ください。

資本的収入は、646万5,000円で373万3,000円の増。資本的支出は、1億832万9,000円で4,018万1,000円の増となりました。

差引不足額の1億186万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填をしております。

積立金の保管状況であります。減債積立金4,500万円、建設改良積立金については3億2,000万円となっております。

認定第7号、下水道事業会計についてご説明いたします。

決算書の下水15ページから御覧いただきたいと思います。

初めに収益的収支ですが、下水道事業収益は4億520万3,000円で、2,594万3,000円の減。下水道事業費用は3億2,793万8,000円で、4,026万3,000円の減。純利益につい

ては7,726万5,000円で、1,432万円の増となっております。

次に、資本的収支であります。下水の17ページを御覧ください。

資本的収入は9,690万3,000円で881万5,000円の増。資本的支出は2億7,732万2,000円で、2,044万9,000円の増となっております。

差引不足額1億8,041万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分未処分利益剰余金及び消費税資本的収支調整額で補填しております。

基金の保管状況であります。公共下水道施設整備推進基金として2億3,447万円となっております。

以上で、令和3年度山形村一般会計、特別会計、公営企業事業会計の歳入歳出決算書の概要について説明を終了させていただきます。

○議長（百瀬 章君） 以上で、認定第1号から認定第7号までの説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、認定第1号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、認定第2号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、認定第3号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、認定第4号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、認定第5号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、認定第6号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、認定第7号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 以上で、提案説明は終わります。

ここで、代表監査委員より令和3年度一般会計決算及び特別会計決算並びに公営企業事業会計決算について、決算審査意見書の報告をお願いします。

住吉代表監査委員。

（代表監査委員 住吉 誠君 登壇）

○代表監査委員（住吉 誠君）では、令和3年度山形村の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算の審査意見についてご報告申し上げたいと思います。

まず、報告の前に1点申し上げたいと思いますけれども、8月10日に村長に意見を提出したわけですけれども、この文面のところで、監査委員住吉、それから同福澤というようなことになっております。前回までは、ここにつきましては、まず代表監査委員誰々、監査委員誰々というような形で載っておりましたが、今回から、先ほどの健全化、それから例月出納検査の結果報告につきましては、この監査委員住吉、それから同福澤というような格好で報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この決算の意見につきましては、8月10日に村長に審査意見ということで提出してあります。内容につきましては、前回までは一括の審査意見ということになっておりましたけれども、1ページの下のほうですけれども、1として「一般会計及び特定会計歳入歳出決算の審査意見」が2ページから、「基金運用状況の審査意見」が8ページから、3の「公営企業会計決算の審査意見」が9ページからというようなことで、3つ分けさせていただいております。

1ページめくってもらいまして、2ページを御覧いただきたいと思います。

「一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査意見」ということであります。

2の「審査の対象」、5会計ということで、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、清水高原簡易水道特別会計のそれぞれの歳入歳出決算であります。

5の「審査の結果」について御覧いただきたいと思います。

上から4行目ですけれども、「結果、前述のとおり、審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類の法令に適合し、かつ正確であると認められました」であります。

6の「審査の意見等」でありますけれども、まず「総括」ということで、①で「歳入歳出決算の状況」。そこに5つの会計のそれぞれ載せておりまして、合計金額が載っているかと思ひます。これを前年度と比較しますと、決算規模、歳入歳出ともに減少しているというようなことの内容になっております。

次に、3ページに行ってくださいまして、②の「収支の状況」でありますけれども、歳入歳出差引額は3億5,233万3,000円ということで、黒字になっております。実質収支額につきましては2億5,010万9,000円ということで、前年度と比べると倍増という

ような増になっております。

③の「予算の執行状況」につきましては、後ほどの「是正又は改善を要する事項等」と一緒に見ていただければと思うのですが、3年度の決算は非常に執行率が悪かったということで、上から4行目ですけれども、支出未済額は総予算減額に対し95.2%の執行率で、翌年度の繰越しを除いて1億9,650万円の不用額を生じているというような状況になっております。

次に、④の「主要財政指標の状況」でありますけれども、そこに5項目の指標を載せてあります。ポイントのみ申し上げますけれども、実質収支比率につきましては、8.2%ということで、前年度を5.6ポイント上回っております。それから、その右の経常収支比率でありますけれども、令和3年度は74.8%ということで、前年度より6.4ポイント下回ったという状況であります。

次に、⑤の「基金現在高の状況」ということで、一般会計から特別会計までの基金の現在高につきましては、基金残高が28億6,346万5,000円ということで、前年度と比較して増となっております。

次に、⑥の「村債現在高の状況」でありますけれども、村債については一般会計と清水高原簡易水道の2会計でございます。総額につきましては26億3,512万7,000円ということで、前年度と比較して減となっております。

次に、4ページを御覧いただきたいと思っております。

⑦の「収入未済額の状況」ということでありまして、この表につきましては単位が円ということであります。一般会計、特別会計の合計の収入未済額が4,701万2,000円ということで、前年度と比較すると減というような状況になっております。

それから、(2)の「一般会計」からそのページの(6)の「清水高原簡易水道特別会計」、それぞれ会計ごとに記載してありますけれども、大きなポイントのみ申し上げます。と思っております。

まず(2)の「一般会計」でありますけれども、上から3行目の右側ですけれども、固定資産税で新型コロナウイルス感染症対策による減免措置が1,944万8,000円あったという点。それから、一番下の行の分担金及び負担金における保育料で不納欠損が32万3,000円あったという点であります。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計は御覧のとおりでありますし、(5)の「介護保険特別会計」につきましては、上から4行目の右側ですけれども、介護保険料で不納欠損が90万2,000円あったという点であります。

「清水高原簡易水道特別会計」については御覧のとおりであります。

次に、5ページのほうへ行っていただきまして、(7)の「是正又は改善を要する事項等」ということであります。これについては今まで恐らく是正または改善を要する事項というようなことで報告はなかったかと思いますが、今回何件かありましたので記載させていただいております。

その四角の中に、一応監査委員のほうで決めさせていただきまして、「指摘事項」「要望事項」「意見」「勧告」というような4つの項目に分けて、整理、記載しております。今回は、全部で12件のそれぞれ「指摘事項」「要望事項」がありまして、まず、「指摘事項」5件でありますけれども、項目のみ申し上げたいと思います。

- 1、繰入金、諸支出金等における基金の処分及び運用益金の処理について。
- 2、総務費における歳出予算の各項の間における流用について。
- 3、農林水産業費における有害獣捕獲檻管理委託料の支出について。

6ページをお願いしたいと思います。

- 4、土木費における重機、除雪機械の購入の議会議決について。
- 5、清水高原簡易水道特別会計における予備費からの支出について。

以上、5件であります。

次に、「要望事項」7件であります。

- 1、収入未済額の解消、縮減等について。
- 2、地方特例交付金における歳入科目のない収入について。
- 3、分担金及び負担金における保育料還付の適正執行について。

7ページを御覧いただきたいと思います。

- 4の一般会計における予算の執行状況について。
- 5、民生費における福祉医療費の過払いについて。
- 6、介護保険特別会計における物品の適正管理について。
- 7、決算要領等の公表について。

以上、7件要望事項、それから、指摘事項合わせて12件であります。

(8)の「むすび」でありますけれども、今後とも行財政運営に当たっては、村民の理解と協力を得ながら、人口減少への対応、新型コロナウイルス感染症対策、住民福祉の増進などの課題に取り組まれるよう要望します。

それから、職員一人一人がコスト意識を一層強く持って、経済的で効率的な予算執行に努めるとともに、透明性を確保し、村民に対して十分な説明責任を果たしてください。

さいということでもあります。

以上であります。

次に、8 ページのほうへ行っていただきたいと思います。「基金運用状況の審査意見」ということでもあります。

2 の「審査の対象」、1 基金ということで、これはずっと村の土地開発基金が該当するということでもあります。

5 の「審査の結果」ということで、2 行目の中ほどからですが、前述のとおり、審査した限り、重要な点において、村長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が确实かつ効率的に行われていると認められました。

6 の「審査意見等」でありますけれども、(1) に「都市開発基金の運用状況」がありまして、3 年度末の現在高が7,895万7,000円ということになっております。

(2) の「むすび」、4 行目からですが、「今後とも、適正かつ効率的な運用に努め、基金の設置目的に沿って、事業の円滑な執行及び一層の成果を上げるようにしてください」であります。

次に、9 ページのほうを御覧いただきたいと思います。「公営企業会計決算の審査意見」であります。

2 の「審査の対象」ということで、2 公営企業会計ということで、水道事業会計、下水道事業会計のそれぞれ決算であります。

5 の「審査の結果」ということで、3 行目の中ほどからですが、「前述のとおり、審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められ、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました」であります。

6 の審査意見ということで、「総括」で、まず損益計算書が水道事業、下水道事業、それぞれを並べた中で、10 ページのほうまで載せてありますので、御覧いただきたいと思います。

10 ページの②「貸借対照表」ということで、これにつきましても、水道事業、下水道事業を並べて記載してありますので、御覧いただきたいと思います。

③の「企業債現在高の状況」ということで、水道事業、下水道事業、合計で3 年度末の企業債残高、19億3,059万6,000円ということで、前年度と比較して減少しているという状況であります。

次に、④の「未収金の状況」ということでありまして、水道料金、下水道使用料合  
わせて未収金が373万6,000円ということで、これは前年度と比較で増加しているとい  
うことで、これについては、元年度、2年度、3年度を比べていただくと、毎年度増  
加しているというような状況になっております。

それから、次に、(2)の「水道事業会計」でありますけれども、前文、それから、  
①の「損益計算書」、②の「貸借対照表」につきましては御覧いただきたいと思いま  
す。

11ページのほうに行ってくださいまして、③の「資金収支」でありますけれども、  
資金残高が5億5,744万5,000円ということになっておりまして、これは積立金、普通  
預金、定期預金、現金ということで、それぞれ保管されております。

(3)の「下水道事業会計」でありますけれども、前文、それから①の「損益計算  
書」、②の「貸借対照表」につきましては御覧いただきたいと思いま  
す。

③の「資金収支」につきましては、資金残高が1億2,889万7,000円ということであ  
りまして、これは普通預金で保管されております。

このほかに基金がございまして、2億3,447万円ありますけれども、これについては  
固定資産として保管されているという状況になっております。

次に、(4)の「是正又は改善を要する事項等」ということでありまして、これにつ  
きましては、先ほどの「一般会計」「特別会計」と同様に「指摘事項」「要望事項」「意  
見」「勧告」というような4つに分けて、整理、記載していくということでありまして、  
今回は「要望事項」が4件となっております。

4件ですけれども、項目のみ申し上げたいと思えます。

1、未収金の解消、縮減について。

12ページのほうに行ってくださいまして、2、公営企業会計決算の書類等の適正  
な作成について。

3、水道事業会計の消火栓取付（修理）負担金の取扱いについて。

4、決算要領の公表について。

以上、「要望事項」4件であります。

(5)として「むすび」で、住民に最も身近なライフラインである水道事業及び下  
水道事業を取り巻く経営環境は、厳しい状況が続くと見込まれることから、施設や設  
備の更新、改良等を計画的かつ効率的に実施するよう努めてください。

以上で、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決  
算の審査意見の報告としたいと思えます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明及び代表監査委員の決算審査意見書の報告が終わりましたので、これより認定第1号から認定第7号までの議案について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質問はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第50号

○議長（百瀬 章君） 日程第15、議案第50号「令和3年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第50号「令和3年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」の提案説明を申し上げます。

本案は、令和3年度決算により生じた利益剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容としましては、未処分利益剰余金が8,869万3,000円となっておりますが、そのうち3,000万円を建設改良積立金として処分し、残りの5,869万3,000円は翌年度へ繰り越すものであります。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） それでは、議案第50号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第51号

○議長（百瀬 章君） 日程第16、議案第51号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第51号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

改正理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、非常勤の職員が育児休業の取得をしやすくするほか、所要の改正を行うものであります。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終了しました。ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

篠原総務課長

○総務課長（篠原雅彦君） 議案第51号の関係であります。

昨日の新聞にも、日本の出生者40万人をついに割り込んできているということが出ておりました。日本の将来を考えると非常に厳しい状況になってきたかなというところであります。

そういった中で、こういった育児休業の関係もできるだけ取りやすい方向にということで、条例改正が行われているのかなというところであります。

先ほど、提案説明の中で、非常勤職員についてというようにお話がありました。こちらの定義につきましては、1週間の勤務日が3日以上または年間の勤務日が121日以上である非常勤職員が対象というような考え方です。

内容につきましては、上位法からの条例改正に伴っての今回こちらの条例も一部改正ということですので、特に変わっている点というのが、お子さんが1歳に到達して2歳までの間、そこの部分で再取得が可能になってきたというところがあります。なので、できるだけ柔軟に対応をとった内容であるかと思えます。

ただ、今現在、村に目を向けてみると、どういった方が対象になるかとか、実際の

運用をどうしていくのかというのは、まだまだこれからというところでありますので、内容についてしっかり精査した中で、しっかり運用していきたいということであります。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 詳細説明が終わりました。

それでは、議案第51号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。

質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

◎議案第52号～議案第55号

○議長（百瀬 章君） 日程第17、議案第52号から、日程第20、議案第55号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第52号から議案第55号の令和4年度の補正予算4件について、提案説明を申し上げます。

最初に、議案第52号「令和4年度山形村一般会計補正予算（第4号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の補正と地方債の補正を行うものがあります。

第1条の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出総額に1億9,754万6,000円を追加し、補正後の予算規模を40億3,924万2,000円とするものであります。

主なものを申し上げますと、歳入予算では、国庫支出金として3,399万7,000円、繰越金に1億9,661万9,000円を追加した一方、繰入金で5,679万2,000円を減額いたしました。

歳出予算では、総務費で3,109万7,000円、民生費で1,184万2,000円、衛生費で2,473万円を追加したほか、地方財政法の規定に基づいて、令和3年度決算の剰余金を積み立てる予算計上をしたため、諸支出金で1億1,931万円の追加計上となっております。

第2条の地方債の補正では、6月に補正をお願いしました東79号線の補修工事の起債事業の採択に伴い、「緊急自然災害防止対策事業債」を追加する一方、「臨時財政対策債」は国から示された発行可能額に合わせて減額するものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

次に、議案第53号「令和4年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出に811万5,000円を計上し、総額を10億5,184万4,000円とするもので、主な内容は、令和3年度の普通交付金の精算による国民健康保険団体連合会からの精算金の収入と、同額を長野県に返還する償還金の支出、そして、前年度からの繰越金の収入と、そのおよそ2分の1の額を支払準備基金に積み立てる積立金の支出などとなっております。

次に、議案第54号「令和4年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ7,528万円を追加し、総額を7億6,348万2,000円とするもので、主に前年度事業費確定に伴うものであります。

歳入予算では、主に繰越金に6,687万7,000円、一般会計繰入金に129万3,000円を計上しております。

歳出予算では、主に基金積立金に3,349万4,000円、国庫支出金等の過年度返還金に3,323万円、一般会計繰出金に820万8,000円を計上するものであります。

次に、議案第55号「令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）」の提案説明を申し上げます。

清水高原簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算に62万8,000円を追加し、総額を2,916万3,000円とするものであります。

歳入予算では、繰入金を32万6,000円減額、繰越金を95万4,000円増額し、歳出予算では、諸支出金の積立金を62万8,000円増額するものであります。

以上、令和4年度補正予算4件について、提案説明を申し上げます。ご審議を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（百瀬 章君） 村長の提案説明が終わりました。ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

初めに、議案第52号についての詳細説明はありますか。

篠原総務課長。

○総務課長（篠原雅彦君） よろしく申し上げます。提案説明と内容が重なる部分があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、補正予算書1ページを御覧いただきたいと思ひます。

今回の補正につきましては、先ほどもございましたとおり、歳入歳出予算の補正、地方債の補正を行うものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正であります。2ページを御覧いただきたいと思ひます。

歳入であります。10款の地方交付税に362万1,000円。14款、国庫支出金に3,399万7,000円。19款の繰越金に1億9,661万9,000円。21款の村債に630万1,000円を追加する一方で、18款、繰入金であります。5,679万2,000円を減額するなど、所要額を計上しております。

続きまして、4ページ、5ページの歳出になります。

1款の総務費であります。3,109万7,000円。3款の民生費に1,184万2,000円。4款、衛生費に2,473万円。13款、諸支出金に1億1,931万円ということで、こちらについては非常に金額が大きくなっているのですけれども、財政調整基金、ふるさと応援基金への積立といった内容になってございます。

続いて、6ページを御覧いただきたいと思ひます。

地方債の補正につきましては、2件の起債について補正を行うものでございます。

1つ目「緊急自然災害防止対策事業債」であります。こちらにつきましては、起債事業の採択によりまして、限度額を900万円とするもの。そして「臨時財政対策債」につきましては、発行可能額の確定に伴いまして、限度額を4,500万円から4,230万円1,000円に変更という内容でございます。

詳細につきましては、10ページ以降の説明書を御覧いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第53号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第54号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（古畑佐登志君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 次に、議案第55号についての詳細説明はありますか。

○建設水道課長（宮澤寛徳君） ありません。

○議長（百瀬 章君） 提案説明が終わりました。これより議案第52号から議案第

55号までについて一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも一括して質問してください。答弁は、その後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（百瀬 章君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長（百瀬 章君） 日程第21「議案の委員会付託」を議題とします。

本日提出されました認定第1号から認定第7号及び議案第52号から議案第55号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（百瀬 章君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（百瀬 章君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し、散会といたします。

(午前10時26分)

---